

別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

総括表		単位 面積：h a				
区 分	水源かん養 機能	山地災害 防止機能	生活環境 保全機能	保健文化 機能	木材等 生産機能	備 考
総 数	20,446	10,213	—	3,834	27,182	
県南農林事務所	棚倉町	4,303	2,781	—	990	6,341
	矢祭町	4,729	3,811	—	980	6,381
	埴町	5,664	2,882	—	1,824	8,388
	鮫川村	5,750	739	—	40	6,072
計	20,446	10,213	—	3,834	27,182	

ア 水源かん養機能

単位 面積：h a

所		在	面 積	備 考
市 町 村	地 区	(林 班)		
総 数			20,446	
県南農林事務所	棚倉町	林班の全部 2, 4, 7-15, 27, 33, 35, 39-48, 51-63, 68-74 林班の一部 6, 50	4,303	
	矢祭町	林班の全部 6-18, 29-38, 45-87 林班の一部	4,729	
	塙町	林班の全部 1-6, 8, 17-21, 30-33, 41, 42, 44-57, 60-62, 64, 71-73, 76-88, 90-99 林班の一部 9, 16, 63, 89	5,664	
	鮫川村	林班の全部 1-13, 17, 21-26, 28-37, 39-89 林班の一部 16, 19	5,750	
	計		20,446	

(注1) 森林の有する機能別の森林区域は、森林機能図に表示する森林とする。

(注2) 機能を有する森林面積は、全森林を対象として水源かん養機能について、土壌、表層地質、標高、傾斜等の評価因子により、林地の水源かん養の機能の程度及び洪水発生の危険度を高い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三段階に相対的に評価し、Ⅰとした森林を社会的要請に配慮して、特に水源かん養機能の高い森林面積として定めたものである。

イ 山地災害防止機能

単位 面積：h a

所 在		面 積	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		10,213	
県南農林事務所	棚倉町	林班の全部 11-15, 27, 35-39, 42, 63, 67 林班の一部 1, 3-6, 9, 10, 28, 31-34, 40, 41, 43-46, 48, 51, 52, 55-57, 59-62, 64-66, 70, 71	2,781
	矢祭町	林班の全部 1-4, 6, 11, 12, 14-16, 28-30, 46, 47, 55-57, 60-66, 80, 81, 83, 85, 86 林班の一部 5, 7-10, 13, 17, 18, 24, 25, 27, 31-35, 38, 45, 48, 53, 54, 58, 59, 67-73, 75-79, 82, 84, 87	3,811
	埴町	林班の全部 1, 6-8, 10-18, 22-26, 36, 38-42, 46, 56, 60, 61 林班の一部 2, 5, 9, 19-21, 28, 29, 31, 33, 34, 37, 43, 45, 47, 48, 52, 54, 57, 58, 62, 69, 71, 72, 78, 82, 96, 97	2,882
	鮫川村	林班の全部 62, 68, 70 林班の一部 1, 3-6, 8-10, 15-17, 19, 20, 22-24, 29-32, 34, 36, 37, 41-46, 48, 49, 52-57, 59, 60, 67, 72-80, 82, 86-88	739
	計		10,213

(注1) 森林の有する機能別の森林区域は、森林機能図に表示する森林とする。

(注2) 機能を有する森林面積は、全森林を対象として山地災害防止機能について表層地質、傾斜、谷密度等の評価因子により、山地崩壊等の危険度を高い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三段階に相対的に評価し、Ⅰとした森林を社会的要請に配慮して、特に山地災害防止機能の高い森林面積として定めたものである。

ウ 生活環境保全機能

単位 面積：h a

所 在		面 積	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		-	
県南農林事務所	棚倉町	-	
	矢祭町	-	
	埴町	-	
	鮫川村	-	
	計	-	
	該当なし		

(注1) 森林の有する機能別の森林区域は、森林機能図に表示する森林とする。

(注2) 生活環境保全機能については、全森林を対象として、都市の人口、市街化区域との関連でみた森林の位置等の評価因子により、その機能の程度を相対的に評価し、その程度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に生活環境保全機能を高度に発揮させる必要のある森林面積として定めたものである。

エ 保健文化機能

単位 面積：h a

所		在	面積	備考
市 町 村	地 区 (林 班)			
総 数			3,834	
県南農林事務所	棚倉町	林班の全部 19, 21-26, 28-30, 39, 45, 46, 49 林班の一部 40, 44, 47, 48, 51	990	
	矢祭町	林班の全部 24-26, 39, 61, 62, 65, 66 林班の一部 15, 19, 60, 64, 80-83	980	
	埴町	林班の全部 18-21, 25, 26, 36, 47-57, 60, 61, 86-88, 94, 95 林班の一部 17	1,824	
	鮫川村	林班の全部 林班の一部 1, 39, 44, 45, 61, 63, 81	40	
	計		3,834	

(注1) 森林の有する機能別の森林区域は、森林機能図に表示する森林とする。

(注2) 機能を有する森林面積は、全森林を対象として保健文化機能について、景観、林種、森林の位置、河川、湖沼の状況、文化財等の評価因子により、その機能の程度の高い方から順にⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階に相対的に評価し、Ⅰとされた森林を社会的要請に配慮して、特に保健、文化機能を高度に発揮させる必要のある森林面積として定めたものである。

オ 木材等生産機能

単位 面積：h a

所		在	面積	備考
市	町	村		
総数			27,182	
県南農林事務所	棚倉町	林班の全部 1-17, 19-74 林班の一部	6,341	
	矢祭町	林班の全部 1-87 林班の一部	6,381	
	塙町	林班の全部 1-99 林班の一部	8,388	
	鮫川村	林班の全部 1-26, 28-37, 39-89 林班の一部	6,072	
	計		27,182	

(注1) 森林の有する機能別の森林区域は、森林機能図に表示する森林とする。

(注2) 機能を有する森林面積は、全森林を対象として木材等生産機能について、気候、地形、標高、土壌等の評価因子により、林地の生産力の程度の高い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三段階に相対的に評価し、人工林化等による森林生産力の増大が相当程度期待されるものとして、Ⅰ、Ⅱとした森林を木材等生産機能の高い森林面積として定めたものである。

別表2 伐採立木材積

単位 材積：千m³

市 町 村	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	1,382	1,315	67	695	628	67	687	687	-	
県南農林事務所	棚倉町	284	266	18	145	127	18	139	139	-
	矢祭町	370	357	14	186	172	14	184	184	-
	埴町	425	405	20	221	200	20	205	205	-
	鮫川村	302	287	15	143	128	15	159	159	-
	計	1,382	1,315	67	695	628	67	687	687	-

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

別表3 人工造林及び天然更新別造林面積

単位 面積：ha

市町村	人 工 造 林	天 然 更 新	備 考
総 数	1,207	1,201	
県南農林事務所	棚倉町	252	332
	矢祭町	318	227
	埴町	400	334
	鮫川村	237	308
	計	1,207	1,201

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

総括表

単位 延長：m

開設 拡張 別	種類	農林事務所	路線数	延長 及び 箇所数	備考	
開設	新設	県南農林事務所	26	38,160		
		計	26	38,160		
	改築	県南農林事務所	6	11,167		
		計	6	11,167		
	合計			32	49,327	
拡張	改良	県南農林事務所	17	10,080		
		計	17	10,080	箇所数	
	舗装	県南農林事務所	24	51,482		
		計	24	51,482		
	合計			41	61,562	箇所数

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m3

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)		
					面積	材積				
						針葉樹	広葉樹			
開設	新設	棚倉町	大梅福岡	1,350	32	7,287	312	その他 5496		
			板木	800	59	5,805	1,452	その他 14030		
			岩井戸	400	35	5,793	1,448	その他 5382		
			居伝金	500	54	9,389	1,044	その他 14031		
			八槻山本	1,150	122	7,425	4,951	その他 14032		
			八槻稻沢	800	66	2,979	1,278	その他 14033		
			漆草戸中	2,000	59	6,991	1,250	その他 14034		
			計 7	7,000						
		矢祭町					(258)	(28,275)	(18,850)	
			福住萩	5,000	515	56,441	37,628	基幹 2123		
			館谷小野沢	1,000	60	5,868	2,514	その他 14039		
			矢沢入宝坂	1,200	30	4,168	1,042	その他 5527		
			塩ノ平砂崩下	1,500	53	2,916	730	その他 14046		
			舟見黒助	1,000	50	6,960	1,740	その他 14044		
			檜山萩	2,500	90	5,116	7,673	その他 14045		
			茗荷大沢	200	75	16,590	1,077	その他 5531		
		計 7	12,400							
		塙町	鎌田折戸	1,000	47	7,390	1,158	その他 14055		
			中ノ沢	2,500	55	11,769	1,028	その他 24212		
			高の平南沢	2,000	42	6,102	1,648	その他 5499		
			清水和久田	1,800	216	64,004	6,235	その他 3101		
			折籠弘川	2,000	68	8,793	3,033	その他 14056		
			一本木五郎内	3,000	100	14,526	3,923	その他 14057		
			大日向Ⅱ	1,500	128	29,495	7,921	その他 4979		
			花園原木沢	1,000	13	1,681	579	その他 6168		
			上台	1,000	14	1,991	676	その他 6164		
			計 9	15,800						
		鮫川村	檜久保大石草		(30)	(5,776)	(2,295)			
				1,200	53	10,205	4,055	その他 5503		
			中沢草木	960	45	16,342	685	その他 12138		
			官代石井草	800	14	1,584	662	その他 14633		
		計 3	2,960							
		合計		26	38,160					
		開設	改築	棚倉町	馬草平	1,147	30	9,736	483	5380
					計 1	1,147				
			矢祭町	小田川山下	3,284	99	23,762	3,126	14083	
				砂崩下大沢	3,553	76	17,200	1,881	4886	
				小野沢	425	52	17,591	711	4435	
			計 3	7,262						

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m3

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)
					面積	材積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	改築	埴町	鍬木田一本木Ⅱ	1,300	258	47,957	12,432	3098
			計 1	1,300				
		鮫川村	酒垂宝木	1,458	32	533	871	4852
			計 1	1,458				
		合計	6	11,167				
拡張	改良	棚倉町		80				14079
			入山細茅	1	97	9,337	3,985	法面保全 1
				810				4847
			上手沢小鯨	4	107	21,772	4,694	法面保全 3 幅員拡張 1
			強梨	2	111	13,532	388	4426 法面保全 2
			計 3	990	7			
		矢祭町		140				24200
			小田川手元	5	95	24,406	2,448	法面保全 5
				70				4886
			砂崩下大沢	2	76	17,200	1,881	法面保全 2
			舟ヶ沢	1	40	13,837	320	15004 法面保全 1
		計 3	270	8				
		埴町		250				4422
			湯岐	4	52	10,369	2,844	法面保全 4
				500				5419
			台宿	2	40	3,851	1,191	法面保全 2
				800				24212
			中ノ沢	8	55	11,769	1,028	法面保全 8
				1,000				5102
			覚石	2	73	27,483	111	局部改良 2
				500				5802
			斑塩ノ海	2	31	5,979	1,094	法面保全 2
			200				24222	
支線小川崎	2	58	15,646	1,037	法面保全 2			
	1,000				2033			
折籠	6	213	32,559	7,192	法面保全 6			
	1,000				15008			
大日向	5	62	11,500	1,373	局部改良 5			
計 8	5,250	31						

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m3

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)	
					面積	材積			
						針葉樹	広葉樹		
拡張	改良	鮫川村		300				4413	
			木之根	1	68	7,911	273	局部改良	1
				300					4758
			大戸中(支)	1	31	4,502	487	局部改良	1
				2,970					14633
			官代檜久保	26	121	3,053	1,453	局部改良 法面保全 交通安全施設	10 5 11
	計	3	28						
	合計		17	10,080				74	
拡張	舗装	棚倉町	流岡田	2,562	239	24,343	13,500	3842	
			漆草大梅	2,375	52	10,723	172	6165	
			上手沢福岡	1,623	35	4,160	1,095	5381	
			上手沢小鯨	610	107	21,772	4,694	4847	
			入山細茅	3,536	97	9,337	3,985	14079	
			中ノ内	500	110	11,791	2,404	4727	
			五来山	500	92	14,306	5,098	5389	
			計	7	11,706				
		矢祭町	内川町平畑	2,212	77	27,989	898	14081	
			大沢	2,414	72	16,465	2,246	6070	
			板庭入宝坂	5,756	1,147	286,189	31,029	2156	
			小田川山下	3,284	99	23,762	3,126	14083	
			江戸塚砂崩下	2,649	41	6,767	1,412	5839	
			計	5	16,315				
		埴町	板庭入宝坂	3,580	1,147	207,724	24,112	2156	
			支線小川崎	2,300	58	15,646	1,037	24222	
			山形田代	3,000	47	11,459	2,427	14636	
			斑塩ノ海	870	31	5,979	1,094	5802	
			折籠	4,000	213	32,559	7,192	2033	
			計	5	13,750				
		鮫川村	東前田	2,636	95	3,858	3,145	24229	
			上大塩見渡	1,624	40	4,996	1,218	5549	
			江竜田	200	65	5,200	920	5098	
			馬場	300	70	3,600	1,000	4601	
			前沼八斗蒔	2,277	43	5,166	1,198	5847	
			木戸沢大石草	1,464	34	2,761	1,193	5471	
			戸倉	1,210	28	2,180	757	5551	
			計	7	9,711				
		合計		24	51,482				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

別表5 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		13,828	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流失防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。
県南農林事務所	棚倉町	4,638	
	林班の全部	4-7, 9-15, 26-29, 32, 33, 35-39, 42, 45-49, 51, 55, 61-63, 66, 67	
	林班の一部	1-3, 8, 22, 23, 25, 30, 31, 34, 40, 41, 43, 44, 50, 52-54, 56, 57, 59, 60, 64, 65, 68-72	
	矢祭町	4,744	
	林班の全部	1-6, 9-16, 24, 28-30, 35, 46, 47, 50-53, 55-57, 59-68, 71, 73, 76-78, 80-87	
林班の一部	7, 8, 17, 18, 20, 25, 27, 31-34, 38, 44, 45, 48, 49, 54, 58, 69, 70, 72, 74, 75, 79		
埴町	3,378		
林班の全部	1-18, 20-26, 36, 38-42, 46, 56, 60, 61		
林班の一部	19, 28, 29, 31, 33, 34, 37, 43-45, 47, 48, 52, 54, 57, 58, 62, 69, 71, 72, 78, 82, 96, 97		
鮫川村	1,068		
林班の全部	59, 60, 62, 66-68, 70		
林班の一部	1, 3-6, 8-10, 15-17, 19, 20, 22-24, 29-32, 34, 36, 37, 39-46, 48, 49, 51-57, 61, 63, 72-83, 86-88		
計		13,828	

(注) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、森林計画図に表示する森林とする。

別表6 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	水源かん養 保安林	久慈川	鮫川村	89	80	水源のかん養	
			小 計		80		
	土砂流出防備 保安林	久慈川	棚倉町	4, 5, 6, 12, 34, 36, 42	50	土砂の流出の防備	
			矢祭町	4, 7, 17, 45, 46, 84, 87	95		
			埴 町	20, 25, 29, 46	51		
			小 計		196		
	土砂崩壊防備 保安林	久慈川	埴 町	23, 29	1	土砂の崩壊の防備	
			鮫川村	4, 8, 31, 36, 50	5		
			小 計		6		
	合 計					282	
解除	な し						

(注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表7 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：h a

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源のかん養	-	-	-	-	-
災害の防備	0	0	387	562	71
保健・風致の保存等	0	0	15	17	13

(注1) 治山対策課資料

(注2) 計画期間はH23～H32

別表8 治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行 地区数	主な工種	備考
市町村	区域(林班)			
棚倉町	大字八槻(42)	2	溪間工 本数調整伐	
	大字下手沢(61)	1	本数調整伐	
	大字流(36)	1	溪間工	
	小計	4		
矢祭町	大字下石井(5, 6, 7, 8, 9, 10)	1	本数調整伐	
	大字宝坂(17)	1	溪間工	
	大字大埜(45, 46, 47)	2	溪間工 本数調整伐	
	大字内川(66, 68)	1	本数調整伐	
	大字関岡(84, 86, 87)	1	本数調整伐	
	大字茗荷(72, 75, 76)	2	山腹工 本数調整伐	
	大字下関河内(55, 56)	1	本数調整伐	
	小計	9		
塙町	大字台宿(17, 20, 21)	3	山腹工 溪間工	
	大字上石井(22)	1	本数調整伐 溪間工	
	大字塙(24, 25)	1	溪間工	
	大字西河内(29)	2	山腹工 溪間工	
	大字植田(11, 12)	1	本数調整伐	
	大字真名畑(1, 5)	1	本数調整伐	
	大字木野反(46)	1	溪間工	
	大字田野作(73)	1	山腹工	
	大字大藤(59)	1	山腹工	
	大字伊香(14)	1	溪間工	
	大字那倉(98)	1	溪間工	
	大字板庭(24, 38)	1	溪間工	
	小計	15		
	鮫川村	大字西山(4)	1	山腹工
大字赤坂西野(36)		1	山腹工	
大字富田(52, 75)		2	山腹工	
大字渡瀬(89)		1	山腹工	
小計		5		
計		33		

別表9 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	棚倉町	6, 10, 11, 13, 14, 27, 28, 32, 33, 36, 37, 39, 42, 45, 56, 57, 61, 62, 67	67.76	皆伐		
		5, 6, 10-15, 31-37, 39, 42, 45, 62, 65, 70, 71	134.40	択伐		45林班 3.56ha 県立自然公園 第二種特別地域と重複
	矢祭町	1-10, 14-18, 25, 28-30, 32, 38, 45-48, 56, 59, 60, 62-73, 75-78, 80, 83-87	542.65	皆伐		3, 9林班 0.92ha 砂防指定地と重複 15, 64林班 7.49ha 保健保安林と重複 64林班 3.07ha 風致保安林と重複 64, 65林班 7.21ha 県立自然公園 第三種特別地域と重複
		1, 2, 4-11, 15, 17, 25, 29-31, 38, 45-47, 56, 57, 60, 63-65, 68, 70, 71, 78, 80, 82-84, 86, 87	292.66	択伐		15, 60, 64林班 49.03ha 保健保安林と重複 64, 65林班 9.86ha 風致保安林と重複 64, 65林班 10.67ha 県立自然公園第三種 特別地域と重複 83林班 22.89ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 83林班 25.79ha 鳥獣保護区 特別保護地区と重複
		70, 80, 83	0.75	禁伐		70林班 0.69ha 保安施設地区と重複 83林班 0.05ha 県立自然公園 第二種特別地域と重複 83林班 0.05ha 鳥獣保護区 特別保護地区と重複
	塙町	1, 2, 6-18, 20, 21, 24- 26, 28, 29, 31, 38, 39, 41, 42, 46-48, 52, 56, 57, 60, 71, 72, 96	728.63	皆伐		11林班 1.79ha 要整備森林と重複 11,56林班 31.77ha 特定保安林と重複 17,18林班 40.91ha 保健保安林と重複 47,60林班 5.26ha 砂防指定地と重複
		9, 13, 14, 18-20, 24-26, 28, 29, 31, 36, 38, 41, 45, 46, 54, 69, 71, 97	85.63	択伐		18林班 3.02ha 保健保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	鮫川村	3, 8, 16, 20, 24, 29, 32, 37, 42, 43, 46, 53, 59, 60, 68, 72, 74, 77, 78, 82, 87, 88	87.84	皆伐		
		16, 19, 20, 46, 74, 77, 78, 82, 87	7.28	択伐		
		68	0.20	禁伐		
	計		1,947.80			
土砂崩壊防備 保安林	棚倉町	35, 37	7.22	皆伐		
		1, 4, 5, 35, 39, 46, 51, 57	28.68	択伐		
	矢祭町	78	0.14	皆伐		
		3, 25, 78	0.74	択伐		
	塙町	13, 29	5.31	皆伐		
		13, 21, 60	7.94	択伐		
	鮫川村	5, 17, 19, 36, 48, 53, 57	1.11	皆伐		
		4, 5, 8, 17, 19, 23, 31, 36, 41, 48, 53-55, 57, 62, 82, 86	22.39	択伐		
		8	0.13	禁伐		
	計		73.66			
干害防備 保安林	矢祭町	30	10.10	皆伐		
		30	6.85	択伐		
計		16.95				
保健保安林	矢祭町	15, 64	24.18	皆伐	15, 64林班 7.49ha 土砂流出防備保安林 と重複 64林班 4.51ha 県立自然公園 第三種特別地域と重複	
		15, 60, 64	54.55	択伐	15, 60, 64林班 49.03ha 土砂流出防備保安林 と重複 64林班 4.51ha 県立自然公園 第三種特別地域と重複	
	塙町	17, 18	40.91	皆伐	17, 18林班 40.91ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		18	3.02	択伐	18林班 3.02ha 土砂流出防備保安林 と重複	

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	鮫川村	1, 39, 81	5.66	皆伐		
		1, 81	2.90	択伐		
	計		131.22			
風致保安林	矢祭町	64	3.07	皆伐		64林班 3.07ha 土砂流出防備保安林 と重複 64林班 3.07ha 県立自然公園 第三種特別地域と重複
		64-66	10.06	択伐		64, 65林班 9.86ha 土砂流出防備保安林 と重複 64-66林班 10.06ha 県立自然公園 第三種特別地域と重複
	計		13.13			
保安施設地区	棚倉町	27, 59	0.13	禁伐		
	矢祭町	78, 85	0.27	択伐		
		70, 83	1.06	禁伐		70林班 0.69ha 土砂流出防備保安林 と重複
計		1.46				
砂防指定地	棚倉町	8, 12, 14, 15, 34, 39-42, 68, 69	63.73	伐採にあつては知事の許可を要す		
	矢祭町	3, 9, 12, 85	10.24		3, 9林班 0.92ha 土砂流出防備保安林 と重複	
	塙町	13, 39, 47, 60	8.38		47, 60林班 5.26ha 土砂流出防備保安林 と重複	
計		82.35				
急傾斜地崩壊危険区域	鮫川村	8, 59, 60	0.35	伐採にあつては知事の許可を要す		
	計		0.35			

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
県立自然公園 第二種 特別地域	棚倉町	45	3.56	別記1		45林班 3.56ha 土砂流出防備保安林 と重複
	矢祭町	66, 82, 83	50.12	別記1		83林班 22.94ha 土砂流出防備保安林 と重複 83林班 41.43ha 鳥獣保護区 特別保護地区と重複
	計		53.68			
県立自然公園 第三種 特別地域	矢祭町	64-66, 82, 83	54.79	別記2		64, 65林班 17.88ha 土砂流出防備保安林 と重複 64林班 9.02ha 保健保安林と重複 64-66林班 13.13ha 風致保安林と重複
	計		54.79			
鳥獣保護区 特別保護地区	矢祭町	83	56.76	別記3		83林班 25.84ha 土砂流出防備保安林 と重複 83林班 41.43ha 県立自然公園 第二種特別地域と重複
	計		56.76			
県自然環境 保全地域 特別地区	鮫川村	63	1.80	別記4		
	計		1.80			

(注1) 制限林が重複している箇所については、定められた施業方法のうち制限の強いものを記載してある。

(注2) 保安林の一般的な伐採・造林の基準は別紙1「保安林の指定施業要件」、保安林の種類別の伐採方法は、別紙2「保安林の種類別の伐採方法」のとおりである。

(注3) 保安林の施業方法は、当該保安林について定められた指定施業要件によるので、詳細は保安林台帳を参照すること。

(注4) 施業の計画及び実施に当たっては、制限の区域及び内容等について画法令を所管する担当部局へ確認すること。

別記1 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。
- イ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在材積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
 - (ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区を増大することができる。
 - (イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区樹種、林型の変更をする場合がある。
- カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。

別記2 (県立自然公園第三種特別地域の施業方法)

伐採にあたっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別記3 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林にあつては、伐採種は定めない。
- イ 地域森林計画又は地域施業計画の初年度以降5年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記4 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要のあるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在材積の10%以内)を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1伐区的面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる)を行うことができる。

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>

<p>3 植 栽</p>	<p>(二) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(一) 方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
--------------	--

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙2 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊 防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐採の方法
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれ 比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施 設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めな い。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、 禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

